

あげよう納付率

～納付方法の多様化について～

菊池 亮佑¹・矢野 信幸¹・上野 泰¹・野田 裕子¹

¹九州地方整備局 鹿児島国道事務所 経理課 (〒892-0812 鹿児島県鹿児島市浜町2番5号)

歳入徴収官は債権発生の通知を受けた場合、債権の調査決定を行い債務者へ納入告知書を発行して徴収を行う。納入告知書には法令その他定めのある場合を除き調査決定から20日以内に納付するよう納付期限が定められているが、期限内に納付されていないことが多い。その結果、職員は催促等の対応を行わなければならない業務上の負担につながっている。

なぜ期限内に納付されないのか、期限内納付を推進するためには何が必要なのか、債務者からの声をもとにその方法について提案する。

キーワード 債権、歳入、納付率向上、納入告知書

1. 債権について

(1) 債権の種類

はじめに、債権には色々な種類があるが、「道路管理者」から債権発生の通知を受ける債権は以下のとおりとなる。

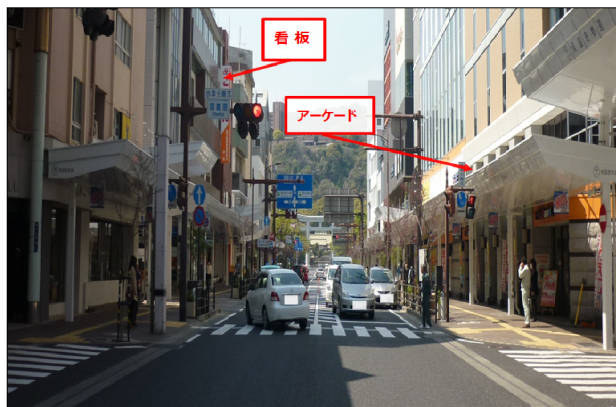
- ① 道路占用料 (写真1)
 - ・道路上に一定の施設を設置し、継続して道路を使用する料金
 - ・看板、日よけ、足場、アーケード など
- ② 道路附属物復旧負担金 (写真2)
 - ・事故による道路損傷の復旧費用を原因者に負担させるもの
 - ・ガードレール、照明灯、標識の損傷など
- ③ 特車許可手数料
 - ・道路構造保全のため、通行禁止している(特殊車両)の許可申請に伴う手数料
 - ・オンライン申請、窓口申請がある



(写真2 道路附属物損傷)

(2) 道路法第73条が適用される債権

道路占用料、道路附属物復旧負担金については、納付期限内に納付されなかった場合は、道路法第73条第1項の規定により督促状発行を行い滞納処分により財産差押まで行うことができる。(滞納処分については「2. (4)」で説明)



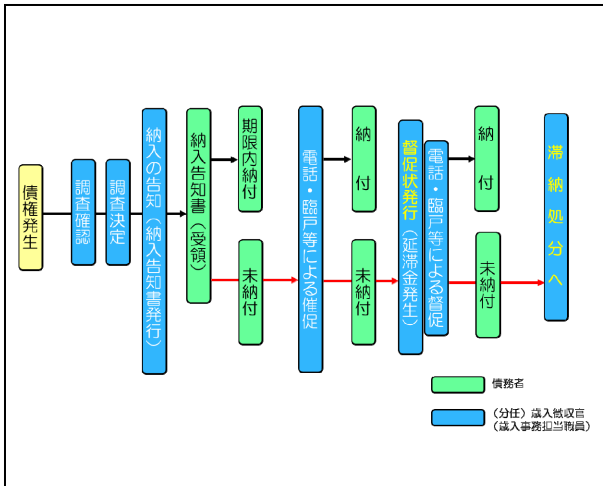
(写真1 道路占用物件)

納入告知書										
年度	会計番号	主税又は 所管番号	取戻行番号	官番コード	元 本					
03	0014	6149	02478286	1505821002					2154	
<small>右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納しない場合に督促状で督促を受けたときは、下記の延滞金の起算日及び利率並びに差額の計算方法を以て計算した延滞金額(督促状で指定した督促納付期限内に完納する(3)等は除く)、事業料(40円)及び合計額を差額欄に記入して納付して下さい。</small> <small>ただし、延滞金額(既に納付した延滞金があるときは、その額を含めた金額)が100円未満のときは、延滞金額を納付する必要はありません。</small>				整理番号	科目コード					
3年 4月12日 分任納入徴収官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所				0977					延滞金 合計額	
<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> 納付期限 3年 4月30日 </div> 892-0812 鹿児島市浜町2番5号 鹿児島 太郎			3年 4月12日 分任納入徴収官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所				延滞金 3年 4月12日以後の延滞金 延滞率 年 10.75 % 06 円発生しています			
収納機関番号 00100		納付番号 1575-2100-0046-		振替番号 048999		延滞率 年 10.75 % 06		延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞率 年 10.75 % 06		
延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞率 年 10.75 % 06					延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞率 年 10.75 % 06					
延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞率 年 10.75 % 06					延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞率 年 10.75 % 06					

(連絡先) 099-218-3111

(資料1 納入告知書)

(3) 納付までの流れ



(4) 納付方法

債務者が納付する方法は以下のとおり

- ① 金融機関窓口での納付
 - ・従来の納付方法
 - ・窓口へ出向いて現金にて納付
- ② ペイジーでの納付
 - ・インターネットバンキング
 - ・ペイジー対応のATM
- ③ 事務所へ現金持参(収入官吏)
 - ・収入官吏が日本銀行(代理店)へ払込

2. 期限内に納付がされなかった場合の対応

(1) 電話や文書による催促

納付期限を過ぎても納付がされなかった場合は、まず電話や文書での納付の催促を行う。

大抵の場合は、この段階で納付されるのがほとんどである。

(2) 臨戸による催促

電話や文書の催促でも納付しない場合又は連絡がつかない場合は相手方宅へ臨戸して催促を行う。

但し、確実に会えるとは限らず何回も臨戸して納付してもらったこともある。

また、近隣であればよいが遠方であれば定期的な臨戸は難しいのが現状。



(写真3 臨戸での督促(イメージ))

(3) 督促状

電話督促等を重ねても納付の意思が確認できない場合は納入告知書の納付期限から50日以内(九州地方整備局での取扱)には関係法令(道路法第73条第1項など)に基づき督促状を発行する。

また「督促状」記載の納付期限(発行日の翌日から30日以内)経過後は延滞金(年率10.75%)も発生する。

※延滞金も発生することから「督促状」を発行する前に債務者への事前通知が重要となる。

道路附属物等復旧費の未納債権について

令和〇年〇月〇日において道路附属物を損傷したことによる道路附属物復旧費〇〇〇,〇〇〇円につきまして、未納となっておりますので、早急に納付をお願いします。

徴収につきましては道路法により未納者に対して督促状を発行し延滞金を徴収することが定められております。近日中に納付していただけない場合は、〇月中に督促状を発行します。

督促状発行後は、発行手数料及び延滞金が課され納付の負担が重くなります。

また、納付されない場合は滞納処分(差押)手続きに移行する場合がございますので、念のため申し添えます。

ご不明な点がありましたら下記へご連絡ください。

(資料2 相手方への送付文書(例))

道路附属物復旧費の未納債権について

〇〇 〇〇 様におかれましては、平成〇〇年〇月〇日〇時〇分頃、〇〇市〇〇において道路附属物を損傷したことによる道路附属物復旧費〇〇〇,〇〇〇円について、道路法第58条第1項の規定に基づき支払の義務が生じております。

この件について、令和〇年〇月〇日に自宅へお伺いし(令和〇年〇月〇日付け文書にて)、令和〇年〇月〇日までにお支払い頂くようお願いしたところですが、当期末までに入金を確認できず、また、ご連絡もありませんでしたので、督促状の発行手続きに進みますことをご知らせいたします。別途送付する督促状に記載された金額(元本+手数料)を納付期限までにお支払ください。

納付期限までにお支払いがなされない場合、延滞金(年10.75%)が付加されます。延滞金が付加された後にお支払い頂いた場合は、①延滞金②手数料③元本の順序にて充当されることとなります。

また、督促状発行後に入金の確認が出来ない場合は、令和〇年〇月〇日に(令和〇年〇月〇日付け文書にて)お知らせしておりますとおり、道路法第73条第3項に基づき滞納処分(財産調査、差押えの実施)を実施することになりますので、併せてお知らせいたします。

(資料3 相手方への督促状発行前送付文書(例))

督促状	
<p>さきに貴殿に対して納入の告知をした表記金額は、納付期限までに完納されておりませんので、表記の指示区分により下記のとおり納付して下さい。納付できない場合は、表記差出人（連絡先）まで必ず連絡してください</p>	
指示区分	<p>1 送付済の納入告知書又は納付書により速やかに（表記に督促納付期限の指定がある場合は当該日までに）最寄りの納付場所に納付して下さい。 なお、納入告知書又は納付書に記載したところにより計算した延滞金額をあわせて納付して下さい。</p>
2	<p>送付済の納入告知書又は納付書により表記の督促納付期限までに手数料（通常業務料金相当額）を添えて最寄りの納付場所に納付して下さい。 なお、督促納付期限に満たないときは、納入告知書又は納付書に記載したところにより計算した延滞金額をあわせて納付して下さい。</p>
<p>すでに納付されているときは、この督促状と貴殿の納付とが行違いとなったものと思われるので、あしからずご了承ください。</p>	
<p>◆元号表記について◆ 「31年（度）」と表記されている通知書等については、元号改正に関わらず有効です。</p>	

(資料4 督促状)

(4) 滞納処分

「督促状」発行後も納付の意思が確認できない場合は国税滞納処分の例により、債権の自力執行ができることになっており、裁判所等を介さずに財産調査を行い、財産の差押え、強制徴収できるものとなっている。（道路法第73条第1項及び第3項など）

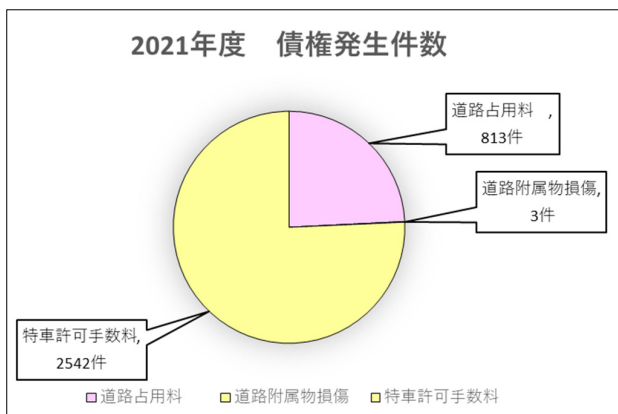
そのため、滞納処分を検討するにあたっては関係部署との事前協議を行い慎重な対応が必要となる。

なお、現在のところ鹿児島国道事務所の実績はない。

3. 鹿児島国道事務所の実態

(1) 事務所での債権発生件数

道路管理者から債権発生通知を受けた2021年度の債権発生件数の約25%が道路法73条適用される道路占用料及び道路付属物復旧負担金債権である。



(資料5)

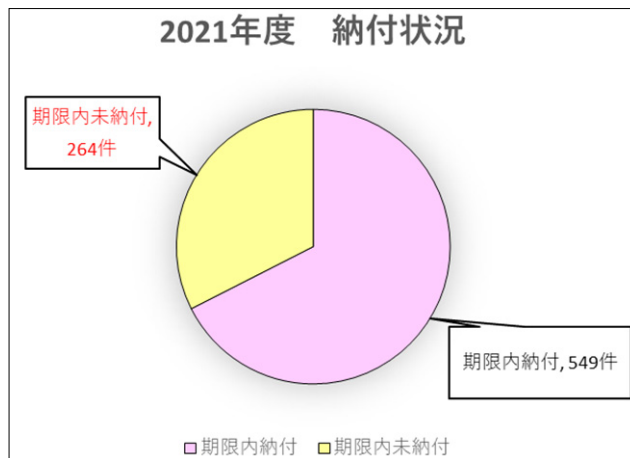
(2) 期限内に納付がなかった件数

道路占用料と道路付属物損傷に関しては、納付期限を過ぎて納付されることが多い。資料6は道路占用料と道

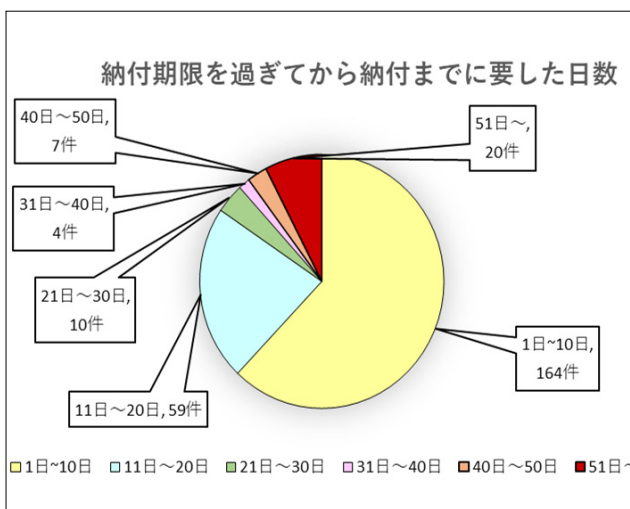
路付属物損傷の期限内の納付状況を表しており、約32%が納付期限を過ぎての納付となっている。

なお、特車許可手数料に関しては、手数料の納付後に許可証発行となるため、納付期限を過ぎることは少ない。

また、資料7は期限内未納付のうち納付期限から納付までに要した日数を表している。



(資料6)



(資料7)

3. 期限内に納付できなかった債務者の声

前述で述べたとおり、2021年度発生 of 債権のうち約3割は納付期限を過ぎての納付となっている。そこで、なぜ納付期限内に納付できなかったのかを督促時に債務者から聞いた内容を記載する。

- 「金融機関が空いている時間に窓口へ行く時間がない」
- 「近隣に金融機関がないため払いにいけない」
- 「納付が100円のためだけに金融機関に行くのがちょっと…」
- 「振込では払えないか」
- 「公共料金などはコンビニ払いができるのになぜできないのか」 など

4. 期限内の納付を促進するためには

期限内に納付してもらうことは当然のことであるが、債務者からの声を聞いた結果、納付する手段が限られていることが期限内での納付が滞っている一因となっている。

そのため、納付率をあげるための手段として、納付方法の多様化が効果的と思われる。

(1) コンビニ払いでの納付

債権者から「コンビニ払いで納付できないか」という声を一番よく聞く。地方へ行くと金融機関の数も少なくなり納付のために遠方にある金融機関に行くが大変とのことである。そのため、コンビニであれば金融機関に比べて店舗数も多く、24時間対応可能であることもあり時間を気にすることもないため、コンビニで納付ができるようになれば納付率向上につながると思われる。

(納付事例) 公共料金、自動車税、固定資産税、市県民税など

(2) スマホ決済を活用

公共料金や一部の税金は納付書に記載のバーコードやQRコードをスマホアプリで読み込んで決済することができる。そのため、家にいながら納付してもらうことが可能であり、仕事が忙しくついつい納付期限を過ぎてしまうという方は納付しやすくなる。また、今の時代に即した納付方法といえるかもしれない。

(納付事例) 公共料金、自動車税、固定資産税、市県民税など

(3) 口座振替 (引き落とし)

看板など継続的な占有物件は毎年度、占有料を納付してもらうため、口座振替で対応してもいいのではないかとと思われる。

(納付事例) 公共料金、自動車税、固定資産税、市県民税など

(4) カード払い

高額となり分割納付になってしまうことが多い道路付属物復旧費に特に有効かと思われる。国にとっては一括納付となり、債務者は分割払いができる。

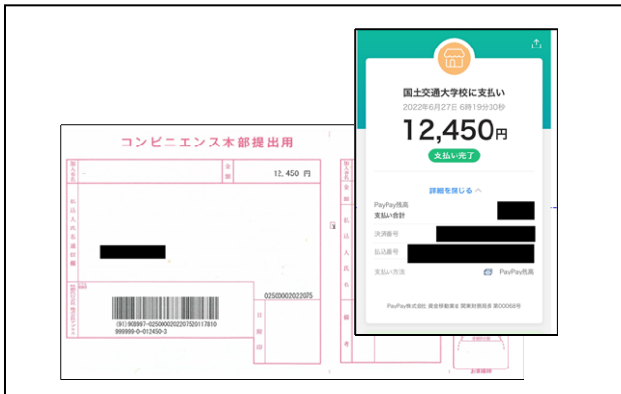
(5) 長期優良納付者への優遇措置 (道路占有料)

毎年度、納付期限内に納付している長期優良納付者に対して、債務額の減額措置や何かしらのポイントを付与するなど特典があるようにすれば、納付期限内に収めようという気持ちを促進する要因につながるかもしれない。

5. おわりに

前述したとおり、現在は公共料金も含め支払い方法が多様化しており、納付者自身が自由にそれを選べる環境である。にもかかわらず、今回取り上げたものをはじめとする国の債権は、「ペイジー」という支払い方法はあるものの従来からの納入告知書を利用した金融機関での支払いが中心になっている。

催促等の職員の業務負担軽減に限らず債務者の支払い手続きにおける煩わしさの意識を減らすためにも、債務者が自由に選択できる支払い方法を提供していく必要があるのではないかと考える



(資料8 払込票とスマホ決済画面)